

議案第80号

三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年9月8日

三朝町長 吉田秀光

三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

三朝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用</p>

された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(4) 職員の休業の状況

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。